

○開始貸借対照表作成要領

平成 23 年 3 月 31 日会計第 3895 号

開始貸借対照表作成要領（以下「要領」という。）を次のように定める。

開始貸借対照表要領

（目的）

第 1 条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成 23 年会計第 3894 号。以下「作成基準」という。）に基づき作成する府の新公会計制度導入時における貸借対照表（以下「開始貸借対照表」という。）について、作成基準の規定によらない事項その他財務諸表の利用者に特に説明すべき事項について規定する。

（作成基準日）

第 2 条 開始貸借対照表の作成基準日は、平成 23 年 4 月 1 日とする。ただし、平成 22 年度決算の出納整理期間における現金の収納及び支払に関する取引を含めるものとする。

（計上額の区分）

第 3 条 開始貸借対照表に計上する資産、負債及び純資産の区分は、作成基準第 6 条第 4 項に規定する取引の区分に基づき行う。

（資産の価額）

第 4 条 作成基準第 15 条第 1 号アに規定する事業用資産の有形固定資産及び同条第 2 号アに規定するインフラ資産の有形固定資産のうち、取得原価が明らかでないものは、次の各号に掲げる方法により評価を行い、その取得原価とする。

（1）土地

当該土地の面積に地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）に基づき公示された当該土地の取得年における市町村別の平均公示地価（住宅地・宅地見込み地）を乗じて算定する。ただし、昭和 45 年以前に取得した土地については、昭和 45 年の平均公示地価により算定する。

（2）建物及び工作物

国土交通省が公表する公共建築工事標準単価積算基準（平成 21 年度版）により算定した、当該建物及び工作物の再調達価額に基づき、同省が公表する建設工事デフレーターを用いて、当該建物及び工作物の取得年における価額を算定する。

2 作成基準第 13 条第 2 項に規定する減損累計額は控除しない。

3 作成基準第 15 条第 8 号ア（ア）に規定する法人等出資金の減額は行わない。

（引当金の計上）

第 5 条 次の各号の引当金は、作成基準、評価性引当金取扱要領及び負債性引当金取扱要領に基づき算定し計上する。

（1）作成基準第 14 条第 3 号に規定する不納欠損引当金

（2）作成基準第 14 条第 6 号及び同第 15 条第 8 号ウに規定する貸倒引当金

（3）作成基準第 16 条第 3 号に規定する賞与引当金

（4）作成基準第 17 条第 3 号に規定する退職手当引当金

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 22 日から施行する。